

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令 新旧対照表 目次

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	1
○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号）	23
○教育映像等審査規程（昭和二十九年文部省令第二十二号）	26
○理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和二十九年文部省令第三十一号）	27
○学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）	28
○へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）	31
○就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）	33
○教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）	34
○専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）	35
○国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成十六年文部科学省令第十六号）	36
○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）	38
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第十一号）	39

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 設置廃止等（第一条―第十九条）</p> <p>第二節 校長、副校長及び教頭の資格（第二十条―第二十三条）</p> <p>第三節 管理（第二十四条―第二十八条）</p> <p>第二章 義務教育（第二十九条―第三十五条）</p> <p>第三章 幼稚園（第三十六条―第三十九条）</p> <p>第四章 小学校</p> <p>第一節 設備編制（第四十条―第四十九条）</p> <p>第二節 教育課程（第五十条―第五十八条）</p> <p>第三節 学年及び授業日（第五十九条―第六十三条）</p> <p>第四節 職員（第六十四条・第六十五条）</p> <p>第五節 学校評価（第六十六条―第六十八条）</p> <p>第五章 中学校（第六十九条―第七十九条）</p> <p>第五節 義務教育学校（第七十九条の二―第七十九条の八）</p> <p>第二節 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（第七十九条の</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 設置廃止等（第一条―第十九条）</p> <p>第二節 校長、副校長及び教頭の資格（第二十条―第二十三条）</p> <p>第三節 管理（第二十四条―第二十八条）</p> <p>第二章 義務教育（第二十九条―第三十五条）</p> <p>第三章 幼稚園（第三十六条―第三十九条）</p> <p>第四章 小学校</p> <p>第一節 設備編制（第四十条―第四十九条）</p> <p>第二節 教育課程（第五十条―第五十八条）</p> <p>第三節 学年及び授業日（第五十九条―第六十三条）</p> <p>第四節 職員（第六十四条・第六十五条）</p> <p>第五節 学校評価（第六十六条―第六十八条）</p> <p>第五章 中学校（第六十九条―第七十九条）</p>

九―第七十九条の十二)

第六章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教育課程（第八十条―第八十九条）

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第九十条―第百

条）

第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他（第百一条―第百四条）

第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

第一節 中等教育学校（第百五条―第百十三条）

第二節 併設型中学校及び併設型高等学校（第百十四条―第百十七条

）

第八章 特別支援教育（第百十八条―第百四十一条）

第九章 大学

第一節 設備、編制、学部及び学科（第百四十二条―第百四十三条の

三）

第二節 入学及び卒業等（第百四十四条―百六十三条）

第三節 履修証明書が交付される特別の課程（第百六十四条）

第四節 認証評価その他（第百六十五条―第百七十三条）

第十章 高等専門学校（第百七十四条―第百七十九条）

第十一章 専修学校（第百八十条―第百八十九条）

第十二章 雑則（第百九十条・第百九十一条）

附則

第六章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教育課程（第八十条―第八十九条）

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第九十条―第百

条）

第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他（第百一条―第百四条）

第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

第一節 中等教育学校（第百五条―第百十三条）

第二節 併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程及び入学（第百十四條―第百七条）

第八章 特別支援教育（第百十八条―第百四十一条）

第九章 大学

第一節 設備、編制、学部及び学科（第百四十二条―第百四十三条の

三）

第二節 入学及び卒業等（第百四十四条―百六十三条）

第三節 履修証明書が交付される特別の課程（第百六十四条）

第四節 認証評価その他（第百六十五条―第百七十三条）

第十章 高等専門学校（第百七十四条―第百七十九条）

第十一章 専修学校（第百八十条―第百八十九条）

第十二章 雑則（第百九十条・第百九十一条）

附則

第一章 総則

第三条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校、中学校及び義務教育学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の図面を添えてしなければならない。

一〇六（略）

第七条 分校（私立学校の分校を含む。第十五条において同じ。）の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

一〇六（略）

第十四条 学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に関する地方公共団体（公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。

以下この条において同じ。）又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。）が連署して、変更前及び変更後の

第一章 総則

第三条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校及び中学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の図面を添えてしなければならない。

一〇六（略）

第七条 分校（私立学校の分校を含む。第十五条において同じ。）の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市町村立の小学校及び中学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

一〇六（略）

第十四条 学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に関する地方公共団体（公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。

以下この条において同じ。）又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。）が連署して、変更前及び変更後の

第三条第一号から第五号まで（小学校、中学校又は義務教育学校の設置者の変更の場合において、新たに設置者となろうとする者が市町村であるときは、第四号及び第五号を除く。）の事項並びに変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となろうとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

第二十六条（略）

②（略）

③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）、義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

一〜四（略）

④・⑤（略）

第二章 義務教育

第三十条 学校教育法施行令第一条第一項の学齢簿に記載（同条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

第三条第一号から第五号まで（小学校又は中学校の設置者の変更の場合において、新たに設置者となろうとする者が市町村であるときは、第四号及び第五号を除く。）の事項並びに変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となろうとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

第二十六条（略）

②（略）

③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

一〜四（略）

④・⑤（略）

第二章 義務教育

第三十条 学校教育法施行令第一条第一項の学齢簿に記載（同条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 就学する学校に関する事項

イ 当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）

又は義務教育学校に就学する者について、当該学校の名称並びに当該学校に係る入学、転学及び卒業の年月日

ロ 学校教育法施行令第九条に定める手続きにより当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外

の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学する者について、当該学校及びその設置者の名称並びに当該学校に係る入学

、転学、退学及び卒業の年月日

ハ (略)

四〇六 (略)

2 (略)

第三十二条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項（同

令第六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に

より就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校（次項に

おいて「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保

護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取

の手續に關し必要な事項を定め、公表するものとする。

2 (略)

第三十三条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第八条の規定によ

一・二 (略)

三 就学する学校に関する事項

イ 当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）

に就学する者について、当該学校の名称並びに当該学校に係る入学、転学及び卒業の年月日

ロ 学校教育法施行令第九条に定める手続きにより当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中

学校又は中等教育学校に就学する者について、当該学校及びその設置者の名称並びに当該学校に係る入学、転学、退学及び卒業の年月

日

ハ (略)

四〇六 (略)

2 (略)

第三十二条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項（同

令第六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に

より就学予定者の就学すべき小学校又は中学校（次項において「就学校

」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴

取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に關し必

要な事項を定め、公表するものとする。

2 (略)

第三十三条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第八条の規定によ

り、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる場合の要件及び手続きに関し必要な事項を定め、公表するものとする。

第四章 小学校

第五十一条 小学校（第五十二条の二第二項に規定する中学校連携型小学校及び第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

第五十二条の二 小学校（第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校を除く。）においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該小学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する小学校（以下「中学校連携型小学校」という。）は、第七十四条の二第一項の規定により教育課程を編成する中学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第五十二条の三 中学校連携型小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二の二に定める授業時

り、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続きに関し必要な事項を定め、公表するものとする。

第四章 小学校

第五十一条 小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

（新設）

（新設）

数を標準とする。

第五十二条の四 中学校連携型小学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第五十五条 小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第五十二条の規定によらないことができる。

第五十五条の二 文部科学大臣が、小学校において、当該小学校又は当該小学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び学校教育法第三十条第一項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第

（新設）

第五十五条 小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定によらないことができる。

第五十五条の二 文部科学大臣が、小学校において、当該小学校又は当該小学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び学校教育法第三十条第一項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定の全部又は一部によらないこと

七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九
条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第五十二条の規
定の全部又は一部によらないことができる。

第五十六条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の
期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、
その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があ
ると文部科学大臣が認める場合には、文部科学大臣が別に定める
ところにより、第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあ
つては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型
小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第
一項）又は第五十二条の規定によらないことができる。

第五十六条の二 小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児
童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があ
るものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、
第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二
条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつて
は第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五
十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第五十六条の三 前条の規定により特別の教育課程による場合においては
、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校、義務教育学

ができる。

第五十六条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の
期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、
その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があ
ると文部科学大臣が認める場合には、文部科学大臣が別に定める
ところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定によ
らないことができる。

第五十六条の二 小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児
童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があ
るものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、
第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定にかかわらず、特別
の教育課程によることができる。

第五十六条の三 前条の規定により特別の教育課程による場合においては
、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校又は特別支援

校の前期課程又は特別支援学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第五章 中学校

第七十三条 中学校（併設型中学校、第七十四条の二第二項に規定する小学校連携型中学校、第七十五条第二項に規定する連携型中学校及び第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

第七十四条の二 中学校（併設型中学校、第七十五条第二項に規定する連携型中学校及び第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校を除く。）においては、小学校における教育との一貫性に配慮した教育を実施するため、当該中学校の設置者が当該小学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する中学校（以下「小学校連携型中学校」という。）は、中学校連携型小学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第七十四条の三 小学校連携型中学校の各学年における各教科、道徳、総

学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第五章 中学校

第七十三条 中学校（併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

（新設）

（新設）

合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二の三に定める授業時数を標準とする。

第七十四条の四 小学校連携型中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第七十五条 中学校（併設型中学校、小学校連携型中学校及び第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校を除く。）においては、高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該中学校の設置者が当該高等学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 (略)

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条の二までの規定中「第五十条第一項」とあるのは「第七十二条」と、「第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）」とあるのは「第七十三条（併設型中学校にあつては第一百七十七条において準用する第七

(新設)

第七十五条 中学校（併設型中学校を除く。）においては、高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該中学校の設置者が当該高等学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 (略)

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条の二までの規定中「第五十条第一項」とあるのは「第七十二条」と、「第五十一条」とあるのは「第七十三条（併設型中学校にあつては第一百七十七条において準用する第七七条、連携型中学校にあつては第七十六條）」と、「第五十二条」とあるのは「第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と、第五十六条

条、小学校連携型中学校にあつては第七十四条の三、連携型中学校にあつては第七十六条、第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第二項（）」と、「第五十二条」とあるのは「第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と、第五十六条の三中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

第五章の二 義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校

第一節 義務教育学校

第七十九条の二 義務教育学校の前期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、小学校設置基準の規定を準用する。

2 義務教育学校の後期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、中学校設置基準の規定を準用する。

第七十九条の三 義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

の三中「他の小学校又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第七十九条の四 義務教育学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、八学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

(新設)

第七十九条の五 次条第一項において準用する第五十条第一項に規定する義務教育学校の前期課程の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二の二に定める授業時数を標準とする。

(新設)

2 次条第二項において準用する第七十二条に規定する義務教育学校の後期課程の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二の三に定める授業時数を標準とする。

第七十九条の六 義務教育学校の前期課程の教育課程については、第五十

(新設)

条、第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領及び第五十五条から第五十六条の三までの規定を準用する。この場合において、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第五十二条」とあるのは「第七十九条の五第一項又は第七十九条の六第一項において準用する第五十条第一項若しくは第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」

とあるのは「第四十九条の六第一項」と、第五十六条の二中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条」とあるのは「第七十九条の五第一項並びに第七十九条の六第一項において準用する第五十条第一項及び第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

2| 義務教育学校の後期課程の教育課程については、第五十条第二項、第五十五条から第五十六条の三まで及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第五十二条」とあるのは「第七十九条の五第二項又は第七十九条の六第二項において準用する第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十九条の六第二項」と、第五十六条の二中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条」とあるのは「第七十九条の五第二項並びに第七十九条の六第二項において準用する第七十二条及び第七十四条の規定に基づき文部

科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十六条の三中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

第七十九条の七 義務教育学校の教育課程については、この章に定めるもの

のほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第七十九条の八 第四十三条から第四十九条まで、第五十三条、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の規定は、義務教育学校に準用する。

第二節 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校

第七十九条の九 同一の設置者が設置する小学校（中学校連携型小学校を除く。）及び中学校（併設型中学校、小学校連携型中学校及び連携型中学校を除く。）においては、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができる。

2 前項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校（以下「中学校併設型小学校」という。）及び同項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校（以下「小学校併設型中学校」という。）においては、小学校における教育と中学校における教育を一

（新設）

（新設）

（新設）

貫して実施するためにふさわしい運営の仕組みを整えるものとする。

第七十九条の十 中学校併設型小学校の教育課程については、第四章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

2 小学校併設型中学校の教育課程については、第五章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第七十九条の十一 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して実施するため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。

第七十九条の十二 第七十九条の五第一項の規定は中学校併設型小学校に、同条第二項の規定は小学校併設型中学校に準用する。

第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

第一節 中等教育学校

第八十条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第五十条第二項、第五十五条から第五十六条の三まで及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五条から第五十六条までの

(新設)

(新設)

(新設)

第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

第一節 中等教育学校

第八十条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第五十条第二項、第五十五条から第五十六条の三まで及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五条から第五十六条までの

規定中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第五十二条」とあるのは「第七十七条又は第八十条第一項において準用する第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第六十七条第一項」と、第五十六条の二中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条」とあるのは「第七十七条並びに第八十条第一項において準用する第七十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十六条の三中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

2 (略)

第二節 併設型中学校及び併設型高等学校

第八章 特別支援教育

第三百三十二条の四 前条の規定により特別の教育課程による場合において

規定中「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは「第七十七条又は第八十条第一項において準用する第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第六十七条第一項」と、第五十六条の二中「第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条」とあるのは「第七十七条並びに第八十条第一項において準用する第七十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十六条の三中「他の小学校又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

2 (略)

第二節 併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程及び入学

第八章 特別支援教育

第三百三十二条の四 前条の規定により特別の教育課程による場合において

は、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該児童又は生徒の在学する特別支援学校の小学部又は中学部において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第三百三十六条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定めのある場合を除き、十五人以下を標準とする。

第三百三十八条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十七条（第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第四百十条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前

は、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該児童又は生徒の在学する特別支援学校の小学部又は中学部において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第三百三十六条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定めのある場合を除き、十五人以下を標準とする。

第三百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第四百十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において

期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第八十条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第八十条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十七条（第七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一〇八（略）

第四百十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

別表第一

、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一〇八（略）

第四百十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

別表第一

(表略)

備考

一・二 (略)

三 第五十条第二項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合に
おいても同様とする。)

別表第二

(表略)

別表第二の二(第五十二条の三、第七十九条の五第一項、第七十九条の十

二関係)

授業時数	各教科の				区分
	生活	理科	算数	社会 国語	
一〇二	/	一三六	/	三〇六	第一学 年
一〇五	/	一七五	/	三一五	第二学 年
/	九〇	一七五	七〇	二四五	第三学 年
/	一〇五	一七五	九〇	二四五	第四学 年
/	一〇五	一七五	一〇〇	一七五	第五学 年
/	一〇五	一七五	一〇五	一七五	第六学 年

(表略)

備考

一・二 (略)

三 第五十条第二項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第二及び別表第四の場合に
おいても同様とする。)

別表第二

(表略)

(新設)

	道徳の授業時数	外国語活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数	備考			
						音楽	図画工作	家庭	体育
	三四					六八	六八	一〇二	三四
	三五					七〇	七〇	一〇五	三五
	三五		七〇			六〇	六〇	一〇五	三五
	三五		七〇			六〇	六〇	一〇五	三五
	三五		七〇			五〇	五〇	九〇	三五
	三五		七〇			五〇	五〇	九〇	三五

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 各学年においては、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数から、文部科学大臣が別に定めるところにより義務教育学校、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程を編成するために特に必要な教科等（別表第二の三において「小中一貫教科等」という。）の授業時数に充てることができる。

別表第二の三（第七十四条の三、第七十九条の五第二項、第七十九条の十

（新設）

（関係）

区分	各教科の授業時数									
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳の授業時数
第七学年	一四〇	一〇五	一四〇	一〇五	四五	四五	一〇五	七〇	一四〇	三五
第八学年	一四〇	一〇五	一〇五	一四〇	三五	三五	一〇五	七〇	一四〇	三五
第九学年	一〇五	一四〇	一四〇	一四〇	三五	三五	一〇五	三五	一四〇	三五
総授業時数	一〇一五	三五	一〇一五	一〇一五	三五	三五	三五	三五	一〇一五	三五
特別活動の授業時数										
授業時数										
総合的な学習の時間の授業時数										
道徳の授業時数										
総合的な学習の時間の授業時数										
特別活動の授業時数										
総授業時数										

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（第七十九条の六第二項において準用する場合を含む。）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 各学年においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数から、文部科学大臣が別に定めるところにより小中一貫

教科等の授業時数に充てることができる。

改 正 案	現 行
<p>（予定学級数の算定方法）</p> <p>第一条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣が定める学級の数の算定方法は、法第五条第一項の規定により工事費を算定する場合にあつては、同項に規定する文部科学大臣が定める日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数を、それぞれ四十（小学校及び義務教育学校の第一学年にあつては三十五）で除して得た数（一未満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）の合計数に、<u>新築又は増築を行う年度</u>の五月一日における特別支援学級の数を加える方法とする。この場合において、当該各学年ごとの児童又は生徒の数は、<u>第一号又は第二号に掲げる数と第三号に掲げる数を合計した数とする。</u></p> <p>一 新築又は増築を行う年度から学級数を算定する日の属する年度の前年度までの各年度において当該学校を卒業することとなる児童又は生徒の属する学年以外の学年の新築又は増築を行う年度の五月一日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数（特別支援学級に編制されている児童又は生徒の数を除く。）</p> <p>二 新築又は増築を行う年度の五月一日において現に当該学校の通学区</p>	<p>（予定学級数の算定方法）</p> <p>第一条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣が定める学級の数の算定方法は、法第五条第一項の規定により工事費を算定する場合にあつては、同項に規定する文部科学大臣が定める日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数を、それぞれ四十（小学校の第一学年にあつては三十五）で除して得た数（一未満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）の合計数に、<u>新築又は増築を行なう年度</u>の五月一日における特別支援学級の数を加える方法とする。この場合において、当該各学年ごとの児童又は生徒の数は、<u>第一号又は第二号に掲げる数と第三号に掲げる数を合計した数とする。</u></p> <p>一 新築又は増築を行なう年度から学級数を算定する日の属する年度の前年度までの各年度において当該学校を卒業することとなる児童又は生徒の属する学年以外の学年の新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数（特別支援学級に編制されている児童又は生徒の数を除く。）</p> <p>二 新築又は増築を行なう年度の五月一日において現に当該学校の通学区</p>

域に在住する者で、新築又は増築を行^う年度の翌年度から学級数を算定する日の属する年度までの各年度において当該学校の第一学年に入^学する予定のもの数

三 (略)

- 2 前項第三号に掲げる各学年ごとの児童又は生徒の数は、新築又は増築を行^う年度の五月二日から学級数を算定する日までの間に当該学校の通^学区域内における住宅の建設に伴い当該住宅に入居する予定の戸数に相当する数に、小学校にあつては〇・四五を乗じて得た数を六で、中学校にあつては〇・二二を乗じて得た数を三で、義務教育学校にあつては〇・六七を乗じて得た数を九で、それぞれ除して算定するものとする。ただし、この算定によることが著しく不^適当と認められる場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより算定するものとする。

- 3 法第二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣が定める学級の数の算定方法は、法第五条第二項の規定により工事費を算定する場合にあつては、同項第一号に規定する日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数を、それぞれ四十（小学校及び義務教育学校の第一学年にあつては三十五）で除して得た数（一未^満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）の合計数に、新築又は増築を行^う年度の五月一日における特別支援学級の数を加える方法とする。この場合において、当該各学年ごとの児童又は生徒の数は、第一号又は第二号に掲げる数とする。

- 一 新築又は増築を行^う年度から学級数を算定する日の属する年度までの各年度において、統合しようとする学校を卒業することとなる児童

区域に在住する者で、新築又は増築を行^なう年度の翌年度から学級数を算定する日の属する年度までの各年度において当該学校の第一学年に入^学する予定のもの数

三 (略)

- 2 前項第三号に掲げる各学年ごとの児童又は生徒の数は、新築又は増築を行^なう年度の五月二日から学級数を算定する日までの間に当該学校の通^学区域内における住宅の建設に伴い当該住宅に入居する予定の戸数に相当する数に、小学校にあつては〇・四五を乗じて得た数を六で、中学校にあつては〇・二二を乗じて得た数を三で、それぞれ除して算定するものとする。ただし、この算定によることが著しく不^適当と認められる場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより算定するものとする。

- 3 法第二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣が定める学級の数の算定方法は、法第五条第二項の規定により工事費を算定する場合にあつては、同項第一号に規定する日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数を、それぞれ四十（小学校の第一学年にあつては三十五）で除して得た数（一未^満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）の合計数に、新築又は増築を行^なう年度の五月一日における特別支援学級の数を加える方法とする。この場合において、当該各学年ごとの児童又は生徒の数は、第一号又は第二号に掲げる数とする。

- 一 新築又は増築を行^なう年度から学級数を算定する日の属する年度までの各年度において、統合しようとする学校を卒業することとなる児

又は生徒の属する学年以外の学年の新築又は増築を行う年度の五月一日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒のうち、統合後の学校の児童又は生徒となる予定のもの数（特別支援学級に編制されている児童又は生徒の数を除く。）

二 新築又は増築を行う年度の五月一日において現に統合後の学校の通学区域となる予定の区域に在住する者で、当該年度から学級数を算定する日の属する年度までの各年度において新たに学齢児童又は学齢生徒となる予定のもの数

童又は生徒の属する学年以外の学年の新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒のうち、統合後の学校の児童又は生徒となる予定のもの数（特別支援学級に編制されている児童又は生徒の数を除く。）

二 新築又は増築を行なう年度の五月一日において現に統合後の学校の通学区域となる予定の区域に在住する者で、当該年度から学級数を算定する日の属する年度までの各年度において新たに学齢児童又は学齢生徒となる予定のもの数

<p>改 正 案</p>	<p>（審査の結果） 第六条 （略）</p> <p>2 前項の文部科学省選定又は文部科学省特別選定は、その作品の内容に応じ、次に掲げる対象別の分類に従つて行う。</p> <p>一 学校教育の教材とするものについては、幼稚園及び幼保連携型認定こども園幼児向き、小学校低学年（義務教育学校の第一学年及び第二学年を含む。）児童向き、小学校中学年（義務教育学校の第三学年及び第四学年を含む。）児童向き、小学校高学年（義務教育学校の第五学年及び第六学年を含む。）児童向き、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）生徒向き又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）生徒向きの別</p> <p>二・三 （略）</p>
<p>現 行</p>	<p>（審査の結果） 第六条 （略）</p> <p>2 前項の文部科学省選定又は文部科学省特別選定は、その作品の内容に応じ、次に掲げる対象別の分類に従つて行う。</p> <p>一 学校教育の教材とするものについては、幼稚園及び幼保連携型認定こども園幼児向き、小学校低学年児童向き、小学校中学年児童向き、小学校高学年児童向き、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）生徒向き又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）生徒向きの別</p> <p>二・三 （略）</p>

○理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和二十九年文部省令第三十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 （表略）</p> <p>別表第十 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 （表略）</p> <p>別表第十五 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目 （表略）</p>	<p>別表第一 小学校の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 （表略）</p> <p>別表第十 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 （表略）</p> <p>別表第十五 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目 （表略）</p>

○学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（検査の項目）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年において行うものとする。</p> <p>一 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下この条、第七条第六項及び第十一条において同じ。）の全学年</p> <p>二 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この条、第七条第六項及び第十一条において同じ。）の全学年</p> <p>三・四（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（児童生徒数の配分の基礎となる資料の提出）</p> <p>第二十五条 都道府県の教育委員会は、毎年度、七月一日現在において当該都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する教育</p>	<p>（検査の項目）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年において行うものとする。</p> <p>一 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下この条、第七条第六項及び第十一条において同じ。）の全学年</p> <p>二 中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この条、第七条第六項及び第十一条において同じ。）の全学年</p> <p>三・四（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（児童生徒数の配分の基礎となる資料の提出）</p> <p>第二十五条 都道府県の教育委員会は、毎年度、七月一日現在において当該都道府県立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する教育扶助をいう。以</p>

扶助をいう。以下同じ。)を受けている者の総数を、第三号様式により一月十日までに文部科学大臣に報告しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、毎年度、七月一日現在において当該市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数を、第四号様式により十二月二十日までに都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

3 (略)

(配分した児童生徒数の通知)

第二十七条 都道府県の教育委員会は、令第十条第三項及び前条の規定により各市町村ごとの小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数の配分を行ったときは、文部科学大臣に対しては第六号様式により、各市町村の教育委員会に対しては第七号様式によりすみやかにこれを通知しなければならない。

付録

X×p・P

Xは、令第十条第三項の別表ロに掲げる算式により算定した小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数

Pは、前年度の七月一日現在において当該都道府県の区域内の市町村立

下同じ。)を受けている者の総数を、第三号様式により一月十日までに文部科学大臣に報告しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、毎年度、七月一日現在において当該市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数を、第四号様式により十二月二十日までに都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

3 (略)

(配分した児童生徒数の通知)

第二十七条 都道府県の教育委員会は、令第十条第三項及び前条の規定により各市町村ごとの小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数の配分を行ったときは、文部科学大臣に対しては第六号様式により、各市町村の教育委員会に対しては第七号様式によりすみやかにこれを通知しなければならない。

付録

X×p・P

Xは、令第十条第三項の別表ロに掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数

Pは、前年度の七月一日現在において当該都道府県の区域内の市町村立

の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

pは、前年度の七月一日現在において当該市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

pは、前年度の七月一日現在において当該市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

改 正 案	現 行
<p>（へき地学校等の指定）</p> <p>第三条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に係る法第五条の二第一項の規定に基づくへき地学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が四十五点以上の学校について、当該合計点数に応じ、次の各号に掲げる区分に従つて指定するへき地学校の級別を付して行うものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に係る法第五条の二第一項の規定に基づくへき地学校及びこれに準ずる共同調理場の指定については、当該共同調理場から最短の距離にある小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について算定された合計点数を当該共同調理場に係る当該合計点数とみなして前二項の規定を準用する。</p> <p>（級別の指定の特例）</p> <p>第七条 隣接して設置されている小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程であつて、各学校について算定された合計点数</p>	<p>（へき地学校等の指定）</p> <p>第三条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に係る法第五条の二第一項の規定に基づくへき地学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が四十五点以上の学校について、当該合計点数に応じ、次の各号に掲げる区分に従つて指定するへき地学校の級別を付して行うものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に係る法第五条の二第一項の規定に基づくへき地学校及びこれに準ずる共同調理場の指定については、当該共同調理場から最短の距離にある小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程について算定された合計点数を当該共同調理場に係る当該合計点数とみなして前二項の規定を準用する。</p> <p>（級別の指定の特例）</p> <p>第七条 隣接して設置されている小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程であつて、各学校について算定された合計点数が異なる場合に</p>

が異なる場合にあつては、これらの学校については、第三条の規定にかかわらず、当該合計点数の多い学校の点数によつて級別の指定を行うことができる。

(へき地手当に準ずる手当の支給)

第十条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に係る法第五条の三第一項の規定に基づく学校等の指定は、当該学校について算定された合計点数が三十点から三十四点までの学校について行うものとする。

2 (略)

あつては、これらの学校については、第三条の規定にかかわらず、当該合計点数の多い学校の点数によつて級別の指定を行うことができる。

(へき地手当に準ずる手当の支給)

第十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に係る法第五条の三第一項の規定に基づく学校等の指定は、当該学校について算定された合計点数が三十点から三十四点までの学校について行うものとする。

2 (略)

○就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認定）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第四条に規定する試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大 学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）第四条に規定する受検科目の全部（旧規程による大学入学資格検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む、中学校（特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の中等部を含む。）及び義務教育学校を卒業した者並びに中等教育学校の前期課程を修了した者並びに学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十五条の規定により中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者を除く。）は、認定された者とみなす。</p>	<p>（認定）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第四条に規定する試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大 学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）第四条に規定する受検科目の全部（旧規程による大学入学資格検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む、中学校（特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の中等部を含む。）を卒業した者及び中等教育学校の前期課程を修了した者並びに学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十五条の規定により中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者を除く。）は、認定された者とみなす。</p>

○教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、<u>第四十九条の八</u>、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書の検定に関し必要な事項は、この省令の定めるところによる。</p> <p>（教科用図書）</p> <p>第二条 この省令において「教科用図書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童又は生徒が用いるため、教科用として編修された図書をいう。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書の検定に関し必要な事項は、この省令の定めるところによる。</p> <p>（教科用図書）</p> <p>第二条 この省令において「教科用図書」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童又は生徒が用いるため、教科用として編修された図書をいう。</p>

改正案	現行
<p>（教職大学院の課程）</p> <p>第二十六条 第二条第一項の専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とするものであって、この章の規定に基づくものを置く専門職大学院は、当該課程に關し、教職大学院とする。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（教職大学院の課程）</p> <p>第二十六条 第二条第一項の専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とするものであって、この章の規定に基づくものを置く専門職大学院は、当該課程に關し、教職大学院とする。</p> <p>2 4 （略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第三条 国立大学に附属して設置される小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学料は、これを徴収しないものとする。

2 前項に規定する学校等の入学等に係る検定料は、次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を標準として、国立大学法人が定める。

区 分	検定料
小学校及び義務教育学校の前期課程	三、三〇〇円
中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程	五、〇〇〇円
特別支援学校の小学部	一、〇〇〇円
特別支援学校の中学部	一、五〇〇円

（二段階選抜等に係る検定料の標準額）

第四条（略）

2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験

第三条 国立大学に附属して設置される小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学料は、これを徴収しないものとする。

2 前項に規定する学校等の入学等に係る検定料は、次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を標準として、国立大学法人が定める。

区 分	検定料
小学校	三、三〇〇円
中学校及び中等教育学校の前期課程	五、〇〇〇円
特別支援学校の小学部	一、〇〇〇円
特別支援学校の中学部	一、五〇〇円

（二段階選抜等に係る検定料の標準額）

第四条（略）

2 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）

等」という。)を行う場合に係る検定料は、第二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、抽選による選考等にあつては同表の中欄に掲げる額を、試験等にあつては同表の下欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。

区分		抽選による選考等	試験等
幼稚園		七〇〇円	九〇〇円
小学校及び義務教育学校の前期課程		一、一〇〇円	二、二〇〇円
中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程		一、三〇〇円	三、七〇〇円
高等学校及び中等教育学校の後期課程		二、四〇〇円	七、四〇〇円
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

を行う場合に係る検定料は、第二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、抽選による選考等にあつては同表の中欄に掲げる額を、試験等にあつては同表の下欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。

区分		抽選による選考等	試験等
幼稚園		七〇〇円	九〇〇円
小学校		一、一〇〇円	二、二〇〇円
中学校及び中等教育学校の前期課程		一、三〇〇円	三、七〇〇円
高等学校及び中等教育学校の後期課程		二、四〇〇円	七、四〇〇円
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（選考の基準及び方法）</p> <p>第二十一条 第一種学資金の貸与を受ける者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。</p> <p>一 高等専門学校（これに相当する外国の学校を除く。以下同じ。）に入学したとき第一種学資金の貸与を受けようとする中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の生徒で、当該中学校の校長の推薦を受けたもの</p> <p>二 五（略）</p>	<p>（選考の基準及び方法）</p> <p>第二十一条 第一種学資金の貸与を受ける者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。</p> <p>一 高等専門学校（これに相当する外国の学校を除く。以下同じ。）に入学したとき第一種学資金の貸与を受けようとする中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の生徒で、当該中学校の校長の推薦を受けたもの</p> <p>二 五（略）</p>

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十条、第五十一条、<u>第五十二条の三</u>、第七十二条、第七十三条、第七十四条の三、第七十六条、<u>第七十九条の五</u>、第七十七条、<u>第二百二十六条及び第二百七条中「道徳」</u>を「特別の教科である道徳」に改める。</p> <p>第二百二十八条第二項中「、道徳」を「及び道徳」に改める。</p> <p>第三百十条第二項中「道徳」を「特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）」に改める。</p> <p>別表第一から別表第二の三まで及び別表第四中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第五十条、第五十一条、<u>第五十二条の三</u>、第七十九条の五第一項、<u>第二百二十六条</u>、<u>別表第一及び別表第二の二</u>の改正規定並びに次項の規定</p>	<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十条、第五十一条、第七十二条、第七十三条、第七十六条、第七十七条、<u>第二百二十六条及び第二百七条中「道徳」</u>を「特別の教科である道徳」に改める。</p> <p>第二百二十八条第二項中「、道徳」を「及び道徳」に改める。</p> <p>第三百十条第二項中「道徳」を「特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）」に改める。</p> <p>別表第一、<u>別表第二及び別表第四中「道徳」</u>を「特別の教科である道徳」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第五十条、第五十一条、<u>第二百二十六条及び別表第一</u>の改正規定並びに次項の規定 平成三十年四月一日</p>

定 平成三十年四月一日

二 第七十二条、第七十三条、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五第二項、第七十七条、第二百二十七条、第二百二十八条第二項、第三十条第二項、別表第二、別表第二の三及び別表第四の改正規定 平成三十一年四月一日

(経過措置)

2
(略)

二 第七十二条、第七十三条、第七十六条、第七十七条、第二百二十七条、第二百二十八条第二項、第二百三十条第二項、別表第二及び別表第四の改正規定 平成三十一年四月一日

(経過措置)

2
(略)